

草津市情報化推進計画について

1 計画の目的

全国的な出生率の低下等により人口は減少の一途をたどり、高齢化率も上昇し続ける中、労働力の圧倒的な減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大など数多くの社会課題について、国では「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」によりデジタル社会の実現に向けた重点計画を取りまとめるなど、ＩＣＴを活用した様々な取組を進めています。

本市においても一部の地域では人口の減少と高齢化率の上昇がみられ、生産年齢人口の減少などから、今後、市財政は弾力性の消失と硬直化により行政運営はより厳しさを増すことが見込まれ、こうした市政を取り巻く社会情勢の著しい変化への影響を最小限に食い止め、今後も安定した行政運営と地域サービスの質を維持していくための対策が急務となっています。

本計画は、近い将来、本市が抱えるこれら多くの課題を、ＩＣＴをもって解決することを目指し、国の「官民データ活用推進基本計画」や「スマート自治体への転換」をはじめ、県の「滋賀県ＩＣＴ推進戦略」などを踏まえ、本市が、「ＩＣＴの恩恵を誰もが享受できるまち」となることを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

2016年（平成28年）12月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため施行された「官民データ活用推進基本法」（以下、「基本法」という。）に、市町村の努力義務として「市町村官民データ活用推進計画」の策定が求められています。

本計画は、「基本法」第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する「市町村官民データ活用推進計画」に位置付けるとともに、本市の情報化を進めるための基本的な方向性とＩＣＴ施策を明らかにするものとして策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、国・県の動向やICTを巡る昨今の急激な技術開発と社会情勢の変化、第6次草津市総合計画第1期期間を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画期間とします。

	令和												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
第6次草津市総合計画	第6次草津市総合計画												
	第1期				第2期				第3期				
草津市情報化推進計画	草津市情報化推進計画				草津市情報化推進計画				草津市情報化推進計画				
					見直				見直				

4 草津市情報化推進計画策定委員会

- ・草津市附属機関設置条例により設置
- ・委員数は、8名以内
- ・委員構成は、学識経験者、行政関係者、企業関係者、公募市民で構成
- ・委員会の開催は、全4回開催予定
- ・草津市情報化推進計画策定委員会において、各委員の意見の集約、策定委員会の答申をいただき計画を策定する

5 策定方針

本計画は、平成 22 年に策定した「草津市情報化推進の指針」を抜本的に見直し、近い将来想定される本市が抱える多くの課題（人口減少、少子高齢化、財政硬直化等）を、国の「官民データ活用推進基本計画」などを踏まえ、ICT の活用をもって解決することを目指すとともに、今後も安定した行政運営と地域サービスの質を維持、向上していくことを目指します。

6 計画の構成

第 1 章 趣旨

草津市情報化推進計画の目的、位置づけ、期間を示します。

第 2 章 ICT の社会動向

国・県における ICT の動向を示します。

第 3 章 現状と課題

草津市の現状と課題を示します。

第 4 章 情報化推進計画の施策

基本理念、計画体系、基本方針、重点施策を示します。

第 5 章 推進体制

計画策定後の推進体制を示します。